

事務連絡
令和3年6月10日

各高等学校長様

高知県子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する周知について（協力依頼）

日頃は、ひとり親家庭等福祉行政にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）が支給されることとなりました。

高等学校在学相当の年齢の児童を養育する子育て世帯が本給付金を受給するに当たっては、保護者が居住する市区町村への申請手続を要する場合が多く、申請漏れを防ぐ観点からは、各学校からも保護者や生徒に対して周知いただくことが効果的と考えられます。

つきましては、別添の周知広報用チラシをご活用の上、保護者や生徒への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ◆令和3年5月28日付け厚生労働省子ども家庭局総務課事務連絡
- ◆周知広報用チラシ

【担当】

高知県子ども・福祉政策部
子ども・子育て支援課
ひとり親家庭担当 谷・大崎
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
TEL:088-823-9654
FAX:088-823-9658

事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県 子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課
低所得子育て世帯特別給付金業務室

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する周知広報について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）が支給されることとなりました。

高等学校在学相当の年齢の児童を養育する子育て世帯が本給付金を受給するに当たっては、保護者が居住する市区町村への申請手続を要する場合が多く、申請漏れを防ぐ観点からは、各学校からも保護者や生徒に対して周知いただくことが効果的と考えられます。

つきましては、それぞれの都道府県内の所管又は所轄の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程又は各種学校であって高等学校在学相当の年齢の児童を対象とする家庭に対して、以下の方法等により、保護者及び生徒に本給付金について周知いただくよう、御依頼のほどよろしくお願ひします。なお、国立大学法人の設置する高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する高等専門学校（第1学年～第3学年）並びに海上技術学校に対しては、文部科学省より周知依頼することとしています。

なお、本事務連絡の内容については、文部科学省と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 周知方法

添付の周知広報用チラシを御活用のうえ、各学校に対して、保護者や生徒への周知に御協力いただけるよう、公立の学校にあっては設置者である又は所管する教育委員会から、私立の学校にあってはこれを所轄する知事部局への御依頼方よろしくお願ひします。

各学校におかれでは、チラシを印刷のうえ、校内の相談窓口等に設置いただく

とともに、必要に応じて保護者や生徒に配布いただく等して、本給付金の周知に御協力くださいますよう、よろしくお願ひします。

2. 周知時期

本事務連絡の御確認後、準備が整い次第、各学校に対し、周知依頼願います。
(なお、本給付金の申請受付開始時期は、市区町村ごとに定めることとなっています。)

3. 支給対象

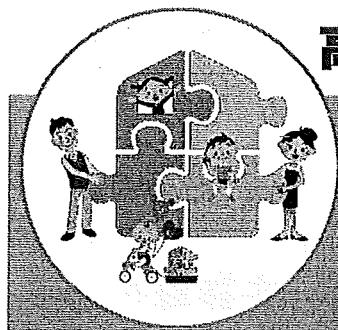
本給付金は、令和3年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和4年2月末までに生まれた新生児等を含む)を養育する父母等であり、かつ、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税又は令和3年1月1日以降家計が急変し令和3年度分の市町村民税均等割が非課税相当となった方を対象としています。

4. 添付資料

本給付金に係る周知広報用チラシ

<連絡先>

厚生労働省子ども家庭局総務課
低所得子育て世帯特別給付金業務室
TEL : 03-5253-1111 (8406)
E-Mail : kosodatekyuuufu@mhlw.go.jp



高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金**(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**お住まいの市区町村に申請手続をしてください。**

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
**お住まいの市区町村で
申請を行ってください！！**

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯りんかん)担当窓口」とお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ お住まいの市区町村の窓口への申請が必要です。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

または

■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の

! “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。